

公告（準備金拠出）

社会福祉法第120条第2項に基づき、長崎県における令和7年度共同募金の災害等準備金の拠出状況について、下記のとおり公告します。

令和7年11月28日

社会福祉法人 長崎県共同募金会
会長 森 拓二郎



記

1. 拠出の趣旨

令和7年8月に発生した豪雨水害で大きな被害に見舞われた熊本県では、県内10市町に災害ボランティアセンターが設置されたが、これらの運営等の経費について、熊本県共同募金会だけでは対応が困難になったことから、社会福祉法第118条第2項に基づき、災害ボランティアセンターの運営等を支援するため、本県における災害準備金を拠出する。

2. 拠出先

社会福祉法人 熊本県共同募金会

3. 拠出額

450,000 円

4. 拠出年月日

令和7年11月28日